

生前予約はできません
長岡市営墓地以外からの改葬はできません

令和8年度 長岡市墓園共同墓使用者募集要項【追加募集】 【共同墓】

共同墓とは

- ・遺骨を永年にわたって合同で埋蔵する施設です。
- ・使用者や埋蔵される方の宗教・宗旨は問いません。
- ・埋蔵後は承継や管理の必要がありません。

所在地：長岡市鉢伏町 1409 番地（長岡市墓園内）

案内図は P8・9 を参照



墓碑は長岡造形大学が意匠設計をしました。
「故人を偲ぶ、慈しみの空間」をコンセプト
に空間や造形をデザイン

旅立った人への追憶を偲び穏やかな心持ち
で、過去の思い出と繋がる「静ひつな空
間」、訪れることによって、故人の在りし日
の懐かしい物語が蘇り、亡き人と家族・知人
の交流や「生を慈しむ時間を過ごすことがで
きる空間」、訪れる人が、大切な気持ちを想
起できる「慈しみの場・空間」を創出

申込み受付期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

【窓口受付】平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
※土日は受付不可

【郵送受付】9月30日（水）の消印有効

問合せ窓口
（申込先）

長岡市役所 市民課 生活班 電話 0258-39-2019（直通）
〒940-8501 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10
受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

共同墓に関する情報はこちらの市ホームページで確認いただけます。



注意事項

- ◆当募集要項を熟読いただき内容をよく理解し、必ず現地を確認し、ご家族等とよく相談・検討したうえでお申込みください。
- ◆使用者には、関係法令、条例及び規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示に従い、使用していただきます。
- ◆申込みがあったときは、募集要項の内容及び条例、規則、その他市長の定める管理上のきまりや指示について、全て了承したものとみなします。

1 申込資格について ※「生前予約」はできません

申込資格	申込みをする遺骨の『祭祀主宰者』であり、次のいずれかに該当する方 ①長岡市営墓地の区画墓地の使用者で、区画墓地に埋蔵されている遺骨を改葬しようとする者 区画墓地から共同墓に改葬後、速やかに使用している区画を返還する場合に限ります。 ※長岡市営墓地以外からの「改葬」はできません ①の資格で申込みをする場合は、下記の事項もご確認ください。 ・区画墓地使用許可証の裏面には共同墓に改葬しようとする被埋蔵者（死亡者）の名前が全員記載されていますか。 名前の記載が全くない、または一部記載されていない名前がある場合は、埋蔵の届出を共同墓の申込みの前に行ってください。 ・区画墓地の使用者が既に死亡している場合は、あらかじめ承継申請を行ってください。 ②市内に住所を有する者で、遺骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持している者 ③死亡時において本市に住所を有していた者の遺骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持している者 【③の特例】 死亡者が施設入所など特別な理由により市外転出後、その転出先で死亡した（前住所地が長岡市）場合は、③と同様の取り扱いとします。
優先される資格者	申込資格①の長岡市営墓地の区画墓地に納骨されていた遺骨を改葬しようとする申込者は、②、③の申込み資格者より優先されます。
二重申込みの禁止	・同一世帯で複数人が申込みすることはできません。 ・同一死亡者を複数人で申込みすることはできません。 ・上記の申込みがあった場合は、その世帯または死亡者の申込み全てを無効とします。

2 申込期間・申込書類について

申込期間	【追加募集】 初回募集において募集数に満たなかったため、追加募集を行います。 9月1日（火）から9月30日（水）まで ・窓口受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※土日は受付不可 ・郵送受付は9月30日（水）の消印有効 ・初回募集で使用決定された方がいる世帯は、追加募集には申込みができません。
申込先	長岡市役所 市民課 生活班 電話 0258-39-2019（直通） 〒940-8501 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10 【申込窓口】アオーレ長岡東棟 1 階 住所変更・戸籍届出窓口
申込書類	①共同墓使用許可申請書 様式は P10、12 ②添付書類 ア（墓誌の掲示を希望する者）墓誌掲示依頼書 様式は P14 イ（申込者の住所が市外）住民票の写しのコピー（本籍の記載があるもの） ウ（申込み資格②・③）火葬許可証のコピー ※原本は不可 エ（申込み資格が③で死亡者の前住所地が長岡市の場合）死亡者の住民票の除票や戸籍の附票等の前住所の記載がある証明書のコピー ③申込者の運転免許証等の本人確認書類のコピー 本人確認書類は P18

（参考）申込資格別 提出書類

申込資格	申請書	墓誌掲示 依頼書	住民票 （本籍あり） の写し	火葬 許可証	死亡者の 前住所 確認	本人確認 書類の 写し
①	○	墓誌掲示 希望者 のみ提出	申込者の 住所が市外 の場合に提出	×	×	○
②	○			○	×	○
③	○			○	×	○
③の特例	○			○	○	○

3 募集数、使用料について

募集数	骨壺5個分 ・2柱以上の遺骨の埋蔵を希望する場合は、骨壺2個の使用申込みができます。 ・1個の骨壺に入れる柱数は問いません。ただし、埋蔵後に遺骨の追加はできません。
使用料	骨壺1個あたり 145,000 円 ・管理料は使用料に含まれています。新たに料金がかかることはありません。 ・使用決定通知書と合わせて納入通知書を送付します。指定期限内に納入通知書に記載されている指定金融機関の窓口にてお支払いください。 ・ゆうちょ銀行は同銀行に口座をお持ちの方のみご利用いただけます。
墓誌	希望制（骨壺1個あたり1枚） 【費用】 1枚あたり 20,000 円 ※上記使用料と合わせて納入いただきます。 【規格】 縦 16 cm×横 4 cmの石板 ・使用申請時に原稿を提出していただきます。 ・記載できる項目は、埋蔵される死亡者の氏名、死亡年月日、年齢（行年）や先祖代々など埋蔵される者に関する事項のみになります。 ・設置は、令和9年春を予定しています。

4 埋蔵について

使用期間	永年
埋蔵方法	・使用許可から20年間は骨壺で埋蔵します。 ※骨壺で埋蔵する期間の延長はできません。 ・20年経過後は納骨袋に入れて共同墓に埋蔵します。
共同墓への埋蔵期限	使用許可を受けた日から 1年以内に共同墓に埋蔵 してください。
骨壺	使用者が下記の規格に沿った骨壺を用意してください。 【規格】 高さ 26 cm以内、幅 22 cm以内、奥行 22 cm以内（7寸以内） 蓋があり、材質が陶磁器その他遺骨の埋蔵に適したものの 外箱、骨覆等の外装を施していないこと
埋蔵できる遺骨	・使用申込みの際に記載された遺骨以外は、埋蔵できません。ただし、申込み後から市に骨壺を引渡しするまでに死亡した親族の遺骨は、使用許可を受けた数量の骨壺に入る範囲で埋蔵できる場合のみ、市の承認を受けたうえで埋蔵することができます。 ・市に骨壺を引渡し後は、遺骨を追加することはできません。
遺骨の返還	共同墓に埋蔵された遺骨は、返還しません。ただし、共同墓の使用許可の日から20年を経過するまでの間においては、共同墓使用者又は共同墓使用者からその祭祀を承継した者は、共同墓に埋蔵された遺骨の返還を市長に求めることができます。

5 使用者の決定から埋蔵までの流れについて

使用者の決定までの流れ	① 申込期限：9月30日（水） （申込みが募集数を超えた場合）10月上旬に抽選 ※ ※抽選 ・申込みが骨壺5個の追加募集数を超えた場合のみ抽選（公開）を行います。 ・抽選の有無、抽選の対象となる資格区分を市ホームページで公表します。 ・抽選に立ち会うことができます。（日時・場所は申込時にお知らせします。） （抽選となる申込者の例） ア 優先される申込み資格①の申込みが追加募集数（5 個）を超えない場合は、①の資格者は当選のため抽選を行いません。また、残った追加募集分を申込み資格②③の申込みで超えた場合は、②③の資格者で抽選を行います。 イ 申込み資格①の申込みが追加募集数を超えた場合は、①の資格者のみ抽選を行います。②③の資格者は落選のため抽選は行いません。 ・抽選後、当選者、落選者のいずれにも通知を郵送します。 ・抽選結果は上記通知のほか市ホームページにおいても公表します。 ② 決定通知・納入通知：10月中旬 ～使用料の入金確認後～ ③ 使用許可証発送：10月下旬から
共同墓への埋蔵までの流れ	申込み資格①の「市営墓地からの改葬」により使用許可を受けた場合は、下記の「①埋蔵の届出」手続きの前に下記の「ア～ウの手続き」が必要です。 ア 改葬許可申請（市民課）【市営墓地に「埋蔵されている方」を確認】 ※交付された改葬許可証は、「①埋蔵の届出」に添付が必要です。 イ お墓の撤去（遺骨の取り出し）のうえ、区画を原形に復旧 ウ 区画墓地返還届の提出（市民課） …①②は使用許可証が交付された後、使用者が行います… ①埋蔵の届出（市民課 Tel0258-39-2019） 市窓口で埋蔵届を提出し、使用許可証に埋蔵に関する事項を記載します。 ※火葬許可証または改葬許可証の原本を添付してください。 埋蔵届の際に②の骨壺の引渡し日と③の共同墓への埋蔵日を決定します。 骨壺の引渡しは、市が指定する日の午後4時から午後5時までに長岡市斎場で受付けします。 埋蔵は、市が指定する日（土日を含む月2回程度）に行います。 12 月から3月までの冬期間は、墓碑に囲いを設置するため埋蔵を行いません。 ②骨壺の引渡し（長岡市斎場 Tel0258-32-1858） ※ ①で決定した骨壺の引渡し日時に骨壺と使用許可証を長岡市斎場に持参し、骨壺を引渡ししてください。 ※留意事項 ・骨壺の引き渡し後は、市が骨壺の管理に必要な事項を記載したラベルを骨壺に貼付します。そのほか管理上必要な加工等を行うことがあります。 ・骨壺は、使用許可の日から20年を経過し、骨壺から納骨袋に移して埋蔵するときに市が廃棄します。 ・骨壺には遺骨のみ入れられます。遺骨以外は骨壺の引渡し前に使用者が取り除いてください。引渡し後に見つかった場合は市が処分します。 ・骨壺に遺骨が入りきらない場合は、使用者が粉骨または葬祭事業者や墓石業者に依頼してください。 …③は市が行います… ③埋蔵日に共同墓へ骨壺を埋蔵します。（埋蔵の立ち会いはできません。）

埋蔵前の辞退	・共同墓使用者は、遺骨を埋蔵する前にあっては、市長に届け出て共同墓の使用を辞退することができます。 ・使用許可から6か月以内に埋蔵前に使用を辞退した場合は、（使用料の半額）72,500円を還付します。
--------	---

6 使用上のルール等について

長岡市墓園条例・条例施行規則（抜粋） P19～23

供養	・市は年1回、献花による供養を行います。 ・毎年10月第1土曜日の午前10時から行います。
法要等での使用届出	法要等で献花台の前を使用するときは市に届出が必要です。 ・場所の予約ではありません。 ・献花台の前のスペースは他の墓参者と譲り合いのうえ、少人数、短時間で墓参してください。 【法要等で使用できる期間】 4月1日から11月30日（積雪により使用できない場合があります。） 使用時間：午前9時から午後4時までの下記を除く時間帯 ※午前10時から午前11時、午後1時から午後2時は使用不可 使用単位：30分／回（連続して使用することはできません） 届出開始：3か月前から届出の受付を行います。 届出方法：パソコンやスマートフォンから届出フォームにアクセスして届出します。 共同墓の使用許可と合わせて、届出フォームのURLをお知らせします。 ※使用状況も確認することができます。 ※下記の期間は法要等で使用できませんのでご注意ください 長岡まつり：8月1日から3日 お盆：8月13日から16日 献花供養：10月第1土曜日 冬期間：12月1日から3月31日
花	献花台の花立てを使用してください。
ろうそく 線香	共同で利用する施設のため、線香やろうそく等の火気類はいずれも使用できません。
供物	供物はカラスやクマなどの誘引防止のためお持ち帰りください。
禁止事項	共同墓の使用に係る権利は、譲渡や転貸はできません。
使用権の 取り消し	下記に該当する場合は、使用権を取消す場合があります。 ・1年以内に遺骨を埋蔵しないとき又は許可に係る遺骨以外の遺骨等を埋蔵したとき。 ・法令若しくは条例又は市長の指示に従わなかったとき。 ・共同墓使用者等は、前項の規定により共同墓使用許可を取り消された場合（既に遺骨を共同墓に埋蔵しているときに限る。）は、市長が指定する期限までに当該遺骨を引き取らなければならない。 ・市長は、前項の措置が行われなときは、当該遺骨を改葬することができる。
権利の承継	共同墓使用者が遺骨を埋蔵する前に死亡した場合は、当該共同墓の使用に係る権利は、当該遺骨の祭祀を承継する者に、市長の許可を得て承継することができます。

～ 資料 ～

1	案内図.....	P 8 ・ 9
2	申込書類	
	共同墓使用許可申請書.....	P 1 0
	共同墓使用許可申請書記載例.....	P 1 1
	共同墓使用許可申請書（別紙）	P 1 2
	共同墓使用許可申請書（別紙） 記載例.....	P 1 3
	共同墓墓誌揭示依頼書.....	P 1 4
	共同墓墓誌揭示依頼書記載例.....	P 1 5
	墓誌の揭示例.....	P 1 6 ・ 1 7
	本人確認書類.....	P 1 8
3	条例・規則（抜粋）	P 1 9 ～ 2 3

長岡市墓園案内図



悠久山野球場

※長倉ⅠCは
新潟方面から
降りられません

長倉ⅠC

国道17号

右ななめ前方に
右折

国道352号

左折

高畑

長岡市墓園

柿小学校

斎場方向に左折

高町団地

斎場手前を左折

長岡市斎場

1 : 10,000

長岡市墓園位置図

至 鉢伏町

共同墓
(第1号墓域内)

第7号墓域

第1号墓域

第2号墓域

管理棟

第6号墓域

至 国道17号線

第3号墓域1区

第3号墓域2区

第5号墓域

第4号墓域

長岡市斎場

共同墓使用許可申請書

令和 年 月 日

長岡市長 様

次のとおり共同墓の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな 氏 名	昭和 平成 年 月 日生
	郵便番号	電話番号
	住 所	
	本 籍	
資格区分	条例第18条 □印は該当するところにレ印を付けてください。 □第1号該当 ※申請者と区画墓地の使用者は同一 長岡市営墓地からの改葬で、下記区画墓地を1年以内に返還する者 (現在使用許可を受けている区画墓地 長岡市墓園 長岡市越路墓園 長岡市仏の入墓園 長岡市小島谷墓園 第 号墓域 区 第 号) □第2号該当 焼骨を所持している市民 ※改葬及び分骨に係るものを除く □第3号該当 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨を所持している者 ※改葬及び分骨にかかるものを除く □第4号該当 市長が相当の理由があると認める者	
	埋蔵 (改葬) 者	氏名 申請者との続柄 住所 申請者との続柄 氏名 申請者との続柄 住所 申請者との続柄
	埋蔵したい骨壺の数 □1個 □2個	
	掲示したい墓誌の数(1個の骨壺につき1枚まで) □掲示しない □1枚 □2枚	

- ※添付書類
- ・申請者の本人確認書類のコピー(運転免許証等)
 - ・(申請者の住所が市外の場合)住民票の写しのコピー(本籍の記載があるもの)
 - ・(資格区分第2、3号該当の場合)火葬許可証のコピー ※原本は不可
 - ・(資格区分第3号該当で死亡者の前住所地が長岡市の場合)死亡者の住民票の除票や戸籍の附票等の前住所の記載がある証明書のコピー
 - ・(墓誌の掲示を希望する場合)共同墓墓誌掲示依頼書

確 認	資 格 第 号該当	使用料	骨壺	1 個 145,000円 ・ 2 個 290,000円
			墓誌	なし ・ 1 枚 20,000円 ・ 2 枚 40,000円
			合計	円

決定	令和 年 月 日	許可証送付	入力確認	入 力	受 付
	許可 不許可				
	許可番号 第 号				

共同墓使用許可申請書

記入例

令和 8 年 5 月 20 日

長岡市長様
次のとおり共同墓の使用許可を申請します。

申請者	ふりがな はかやま いちろう	昭和 平成
	氏名 墓山 一郎	40年1月1日生
	郵便番号 940-8501	電話番号 0258-39-2019
	住所 長岡市花火通1丁目2番3号	
資格区分	本籍 長岡市長生2丁目98番地7	
	条令第18条 □印は該当するところにレ印を付けてください。 ☒ 第1号該当 ※申請者と区画墓地の使用者は同一 長岡市営墓地からの改葬で、下記区画墓地を1年以内に返還する者 (現在使用許可を受けている区画墓地 長岡市墓園 長岡市越路墓園 長岡市仏の入墓園 長岡市小島谷墓園 第 1 号墓域 ア 区 第 123 号 ☐ 第2号該当 焼骨を所持している市民 ※改葬及び分骨に係るものを除く ☐ 第3号該当 死亡時において本市に住所を有していた ※改葬及び分骨にかかるものを除く ☐ 第4号該当 市長が相当の理由があると認める者 3名以上の場合は別紙(P12)を使用してください。	
埋蔵(改葬)者	氏名 墓山 春男 申請者との続柄 父	
	住所 長岡市長生2丁目98番地7	
埋蔵(改葬)者	氏名 墓山 ナツ 申請者との続柄 先祖	
	住所 不明	
埋蔵したい骨壺の数 ☒ 1個 ☐ 2個		掲示したい墓誌の数(1個の骨壺につき1枚まで) ☐ 掲示しない ☒ 1枚 ☐ 2枚

- ※添付書類
- ・申請者の本人確認書類のコピー(運転免許証等)
 - ・(申請者の住所が市外の場合)住民票の写しのコピー(本籍の記載があるもの)
 - ・(資格区分第2、3号該当の場合)火葬許可証のコピー ※原本は不可
 - ・(資格区分第3号該当で死亡者の前住所地が長岡市の場合)死亡者の住民票の除票や戸籍の附票等の前住所の記載がある証明書のコピー
 - ・(墓誌の掲示を希望する場合)

確認	資格 第 号該当	記入不要	0円 ・ 2個 290,000円
			00円 ・ 2枚 40,000円
			円

決定	令和 年 月 日	許可証送付	入力確認	入力	受付
	許可 不許可				
	許可番号 第 号				

共同墓使用許可申請書
埋蔵（改葬）者

申請者氏名 _____

氏 名	住 所	申請者との 続柄

別 紙

共同墓使用許可申請書
埋蔵（改葬）者

記入例

申請者氏名 墓山 一郎

氏 名	住 所	申請者との 続柄
墓山 秋彦	長岡市越後町456番地	祖父
墓山 冬美	長岡市越後町456番地	母
葬田 四季太	長岡市越後町456番地	叔父

不明の場合は「不明」と記入してください。

(墓誌1枚につき依頼書1枚を作成し、共同墓使用許可申請書とあわせて提出してください。)

共同墓墓誌掲示依頼書

令和 年 月 日

長岡市長様

次のとおり墓誌の掲示を依頼します。

また、以下に記載されている個人情報は、墓誌作製・設置の目的に利用する場合に限り、第三者へ提供することについて同意します。

申請者	氏名
	住所 電話番号

【墓誌記載内容の記入上の注意点】

- ・楷書体で記入してください。
- ・文字数は全ての記載項目合計でおおむね30文字程度を目安としてください。
(文字数が多い場合、文字が小さくなります。)
- ・「死亡年月日」「満年齢」の記載は任意です。希望する場合のみご記入ください。
- ・旧字体などの場合で、作製上対応できない漢字は新字体を使用させていただきます。

墓誌記載内容	氏名	死亡年月日(任意)	満年齢(任意)
	①	昭和 平成 令和 年 月 日	才
	②	昭和 平成 令和 年 月 日	才
	③	昭和 平成 令和 年 月 日	才
	④	昭和 平成 令和 年 月 日	才
	⑤	昭和 平成 令和 年 月 日	才
	⑥	昭和 平成 令和 年 月 日	才
上記以外の記載をする場合			

許可番号
第 号

墓誌設置	作製依頼	校正依頼	原稿送付	受付

(墓誌1枚につき依頼書1枚を作成し、共同墓使用許可申請書とあわせて提出してください。)

共同墓墓誌掲示依頼書

記入例

令和 8 年 5 月 20 日

長岡市長様

次のとおり墓誌の掲示を依頼します。

また、以下に記載されている個人情報、墓誌作製・設置の目的に利用する場合に限り、第三者へ提供することについて同意します。

申請者	氏名 墓 山 一 郎
	住所 長岡市花火通1丁目2番3号
	電話番号 0258-39-2019

【墓誌記載内容の記入上の注意点】

- ・楷書体で記入してください。
- ・文字数は全ての記載項目合計でおおむね30文字程度を目安としてください。
(文字数が多い場合、文字が小さくなります。)
- ・「死亡年月日」「満年齢」の記載は任意です。希望する場合のみご記入ください。
- ・旧字体などの場合で、作製上対応できない漢字は新字体を使用させていただきます。

	氏名	死亡年月日 (任意)	満年齢 (任意)
作成例 ①	① 墓 山 春 男	昭和 平成 令和 25年 4月 10日	92 才
作成例 ②	① 墓 山 春 男	昭和 平成 令和 年 月 日	92 才
	② 墓 山 冬 美	昭和 平成 令和 年 月 日	90 才
作成例 ④	上記以外の記載をする場合 墓 山 家 先 祖 代々		
作成例 ⑤	平成25年4月10日 戒名 ○○○○○○○○○ 墓 山 春 男 92才		

墓誌の揭示例

【規格】縦 16 cm×横 4 cmの石板

①1 人の記載

氏名
年齢（行年）
死亡年月日



17 文字

②2 人連名の記載

夫婦等の氏名連名
年齢（行年）



15 文字

③4 人連名の記載

先祖代々の氏名連名



16 文字

④家名を記載

改葬で埋蔵者が多く

連名で記載できない場合など



7文字

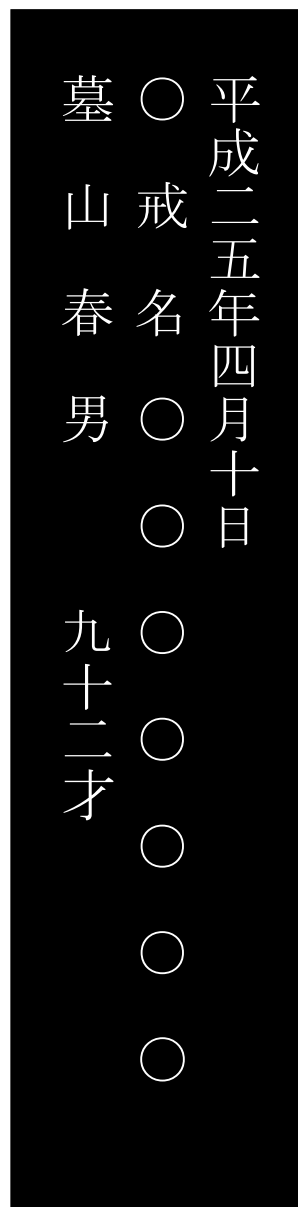
⑤①の例に戒名を追加

氏名

年齢（行年）

死亡年月日

戒名



27文字

○ 本人確認書類（ここでいう「本人」は「申請者」を指す。）

下記から1点とする。

区分	身分証明書等	例示
ア	官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの	・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ マイナンバーカード ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ パスポート
イ	法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、氏名及び生年月日が記載されたもの、並びに印鑑登録証明書	・ 健康保険の被保険者証 ・ 後期高齢者医療制度保険証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 生活保護受給者証 ・ 印鑑登録証明書
ウ	民間機関等が発行した身分証明書で、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの	・ 社員証 ・ 学生証 ・ 社団法人等が発行した国家資格証
	氏名等が確認でき、通常本人しか持ちえない書類（※写真の貼付は無いが、発行時に本人確認がされているもの）	・ 本人の住民票の写し、戸籍の附票 ・ 預金通帳 ・ キャッシュカード ・ クレジットカード ・ 診察券（樹脂製で氏名打出しのもの）

○ 留意事項

- ・ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限る。

○長岡市墓園条例（抜粋）

第3章 共同墓の使用

（共同墓の設置）

第16条 長岡市墓園に、多くの者の焼骨を埋蔵するために共同で使用する墳墓（以下「共同墓」という。）を設ける。

（共同墓の使用許可）

第17条 共同墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 共同墓において埋蔵できる骨壺は、1の使用の許可につき2個以内とする。

（共同墓使用者の資格）

第18条 前条第1項の許可（以下「共同墓使用許可」という。）を受けることができる者は、次に定める者とする。

- (1) 区画墓地に埋蔵されていた焼骨を改葬しようとする者（当該区画墓地を返還する場合に限る。）
- (2) 市内に住所を有する者で、焼骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持している者
- (3) 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨（改葬及び分骨に係るものを除く。）を所持している者
- (4) 前3号に定める者のほか、市長が相当の理由があると認める者

（共同墓の使用方法）

第19条 共同墓使用許可を受けた者（以下「共同墓使用者」という。）は、当該許可を受けた日から1年以内に、当該許可に係る焼骨を共同墓に埋蔵しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、埋蔵の期限を別に定めることができる。

- 2 共同墓使用者は、焼骨を埋蔵する前にあつては、市長に届け出て共同墓の使用を辞退することができる。
- 3 共同墓に埋蔵する焼骨は、共同墓使用者があらかじめ用意した骨壺に納めるものとする。
- 4 前項の骨壺は、規則で定める基準に適合していなければならない。
- 5 市長は、共同墓使用許可の日から20年を経過した焼骨について、骨壺を用いない方法により埋蔵することができる。
- 6 前項の場合において、当該焼骨を納めていた骨壺は、市長において廃棄するものとする。

(墓誌の掲示)

第20条 共同墓使用者は、規則に定めるところにより、墓誌を共同墓に掲示することができる。

2 掲示する墓誌の数は、1個の骨壺につき1枚とする。

(共同墓使用料等)

第21条 共同墓使用者は、1個の骨壺当たり145,000円の共同墓使用料を納入しなければならない。

2 共同墓使用者は、前条の規定により墓誌を共同墓に掲示するときは、当該墓誌の掲示に要する実費（以下「実費」という。）を納入しなければならない。

3 前2項に定める共同墓使用料及び実費は、共同墓使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(共同墓使用料等の還付)

第22条 既納の共同墓使用料及び実費は、還付しない。ただし、共同墓使用者が、当該使用許可を受けた日から6月以内に、第19条第2項の規定により共同墓の使用を辞退したときは、既納の共同墓使用料について、その半額を還付するものとする。

(共同墓に係る権利の承継)

第23条 共同墓使用者が焼骨を埋蔵する前に死亡した場合は、当該共同墓の使用に係る権利は、当該焼骨の祭祀を承継する者に、市長の許可を得て承継することができる。

(共同墓に係る権利の譲渡等の禁止)

第24条 共同墓の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(焼骨の返還)

第25条 共同墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、共同墓の使用許可の日から20年を経過するまでの間においては、共同墓使用者又は共同墓使用者からその祭祀を承継した者（以下「共同墓使用者等」という。）は、共同墓に埋蔵された焼骨の返還を市長に求めることができる。

(共同墓の使用許可の取消し)

第26条 市長は、共同墓使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その共同墓使用許可を取り消すことができる。

(1) 第19条第1項の規定に反し、焼骨を埋蔵しないとき又は許可に係る焼骨以外の焼骨等を埋蔵したとき。

(2) 法令若しくは条例又は市長の指示に従わなかったとき。

- 2 共同墓使用者等は、前項の規定により共同墓使用許可を取り消された場合(既に焼骨を共同墓に埋蔵しているときに限る。)は、市長が指定する期限までに当該焼骨を引き取らなければならない。
- 3 市長は、前項の措置が行われないときは、当該焼骨を改葬することができる。

第4章 雑則

(入園者等の遵守事項)

第27条 何人も、墓園内に死体を埋葬してはならない。

- 2 墓園の入園者は、市長の管理上の指示に従い、墓園の土地、施設、樹木等を損傷し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第29条 市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで区画墓地を使用し、若しくは共同墓に焼骨を埋蔵した者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

○長岡市墓園条例施行規則（抜粋）

（共同墓使用許可の申請）

第14条 条例第17条の規定により共同墓使用許可を受けようとする者は、共同墓使用許可申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（共同墓の優先使用許可）

第15条 市長は、条例第18条各号に掲げる者のうち第1号に定める者に対して、他の者に優先して共同墓の使用を許可することができる。

（共同墓使用許可証の交付）

第16条 市長は、共同墓の使用を許可したときは、当該許可を受けた者に共同墓使用許可証（別記第12号様式）を交付する。

2 前項の規定により交付を受けた共同墓使用許可証を汚損し、又は紛失したときは、共同墓使用許可証再交付申請書（別記第13号様式）を市長に提出し、再交付を受けることができる。

3 共同墓使用者は、焼骨を埋蔵する前に、その本籍、住所又は氏名を変更したときは、共同墓使用許可証記載事項変更届書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（共同墓の使用の辞退）

第17条 条例第19条第2項の規定により共同墓の使用を辞退しようとする者は、共同墓使用辞退届書（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（骨壺の基準等）

第18条 条例第19条第4項に規定する骨壺の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅及び奥行きがそれぞれ22センチメートル以内であること。
- (2) 高さが26センチメートル以内であること。
- (3) 蓋が付いていること。
- (4) 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- (5) 外箱、骨覆等の外装を施していないこと。

（墓誌の掲示）

第19条 条例第20条に規定する墓誌の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓誌の1枚の大きさは、縦16センチメートル及び横4センチメートルとすること。
- (2) 墓誌に刻字できる文字等の仕様は、市長が別に定めるところによること。

2 墓誌は、共同墓使用者からの申込みに基づき、市長が制作及び掲示を行うも

のとする。

（共同墓への埋蔵の届出）

第20条 共同墓使用者は、埋蔵をするときは、共同墓埋蔵（改葬）届書（別記第16号様式）を、法第8条の規定により交付を受けた火葬許可証又は改葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

（埋蔵の方法）

第21条 共同墓使用者は、前条の規定による届出後、焼骨を骨壺に納め、市長又は市長が指定する者に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引渡しを受けた者は、引渡しを受けた日から1月以内に埋蔵をしなければならない。ただし、市長が必要があると認めたときは、この期間の延長をすることができる。

（共同墓使用料の還付申請）

第22条 条例第22条ただし書の規定により共同墓使用料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求をしなければならない。

（共同墓の使用に係る権利の承継申請）

第23条 条例第23条の規定により共同墓の使用に係る権利を承継しようとする者は、共同墓使用許可承継申請書（別記第17号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（焼骨の返還）

第24条 条例第25条の規定により焼骨の返還を求める者は、共同墓使用者又は当該焼骨に係る祭祀を承継した者であることを証する書類を添え、書面により市長に申立てをしなければならない。

第4章 雑則

（その他）

第25条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。